

【 建築物省エネ法判定業務規程 別表2 判定手数料等 】

手数料区分	別表2 判定手数料等の用途区分
①	ホテル、病院、集会所等及びこれらを含む複合建築物
②	工場・倉庫等
③	左記の用途以外の建築物

用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途		手数料区分
08070	幼稚園		③
08080	小学校		③
08082	義務教育学校		③
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校		③
08100	特別支援学校		③
08110	大学又は高等専門学校		③
08120	専修学校		③
08130	各種学校		③
08132	幼保連携型認定こども園		③
08140	図書館その他これに類するもの		①
08150	博物館その他これに類するもの		①
08370	ボーリング場		①
	スケート場		①
	水泳場		①
	スキー場		①
	ゴルフ練習場		①
	バットニング練習場		①
08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)		①
08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの		③
08180	保育所その他これに類するもの		③
08190	助産所		①
08210	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)		③
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)		①
08260	病院		①
08400	ホテル又は旅館		①
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)		③
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		①
08220	隣保館		①
08290	郵便法(昭和22 年法律第165 号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)		③
08300	地方公共団体の支庁又は支所		③
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		③
08340	工場(自動車修理工場を除く。)		②
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		②
08390	ばちんこ屋		①
	勝馬投票券発売所		①
	場外車券売場その他これらに類するもの		①
	カラオケボックスその他これらに類するもの		①
08410	自動車教習所		③
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		②
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	売り場面積1000㎡以上	③
08450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)		③
08452	食堂又は喫茶店		③
08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)		①
08560	展示場		①
08570	料理店		③
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー		③
08590	ダンスホール		③
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(次項に掲げるものを除く。)		①
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗		③
08470	事務所		③
08350	自動車修理工場		②
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ		①
08510	倉庫業を営む倉庫		②
08520	倉庫業を営まない倉庫		②
08530	劇場、演芸場		①
	映画館		①
08540	観覧場		①
08550	公会堂		①
	集会場		①
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場		①
	ヌードスタジオ		①
	のぞき劇場		①
	ストリップ劇場		①
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設		①
	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗		③
08610	卸売市場		②
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		②